

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問(第1回)への回答

N o	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
1	入札説明書	4	1	3_(4)_イ 入札公告後のスケジュール	第2回目の質問提出日と回答日が早くなることはありませんでしょうか。	入札説明書3_(4)_イの入札公告後のスケジュールのとおりとします。
2	入札説明書	6	5	4_(1)_ウ 入札参加者の基本要件	「構成企業は～出資を行うこと。」と、以降のなお書きが矛盾します。出資する者を構成企業に限るとのご趣旨でしょうか。	ご理解のとおり、運営事業者への出資は構成企業のみとします。
3	入札説明書	8	5	4_(2)_イ 施設整備業務に関する要件	建築物の建設業務を実施する構成企業が複数社の場合、そのうち1社が要件を満たしていれば良いと考えて宜しいでしょうか。	建築物の建設業務を実施する構成企業の1社は、入札説明書に定める競争参加資格の要件を満たす必要があります。
4	入札説明書	8	5	4_(2)_イ_施設整備業務要件	共同企業体の場合、共同企業体の構成会社であるプラント会社(代表企業)が建築物の設計実績があれば、実際に建築物の設計を行う施工会社(1級建築士事務所登録あり)が実績がなくとも建築物の設計業務を担当することは可能でしょうか。	建築物の設計業務を実施する構成企業は、入札説明書に定める競争参加資格の要件を満たす必要があります。
5	入札説明書	8	5	4_(2)_イ_施設整備業務要件	施設整備業務におけるプラント会社と建築会社の分担施工方式(乙型)共同企業体の場合、貴市との契約において、それぞれの責任分担(性能保証や瑕疵など)を明確化する特約を付すことは可能でしょうか。	基本的には、共同企業体で全責任を持つべきものとします。
6	入札説明書	8	6	4_(2)_イ_施設整備業務要件	「企業グループの構成企業の場合は、自らが以下の要件を全て満たす必要はないが、当該企業グループにおいて各構成企業により分担する業務に関する以下の要件を全て満たすもの」との記載があるが、構成企業として参加資格申請する代表企業が建築物の設計実績があれば、実際に建築物の設計を行う施工会社(1級建築士事務所登録あり)が実績がなくとも建築物の設計業務を担当することは可能でしょうか。	NO.4のとおりとします。
7	入札説明書	8	10	4_(2)_イ_施設整備業務要件	「ただし、建築物の設計業務を分担する構成企業は、建築物の建設業務又はプラントの設計業務及び建設業務を分担する構成企業とする」とは、共同企業体や企業グループの場合のどちらにしろ、建築物の設計業務を担当する会社以外が建築物の建設業務を担当することは出来ないとの認識でしょうか。	建築物の建設業務を担当する構成企業が、建築物の設計業務を担当する構成企業以外となることも可能です。その場合、建築物の設計業務を担当する構成企業は、プラントの設計業務及び建設業務も担当する企業である必要があります。
8	入札説明書	8	12	4_(2)_イ_(7)施設整備業務要件	貴市の建設工事等競争入札参加資格を有している根拠資料としては、「電子調達サービス」の入札参加資格者情報の写しを提出するという認識でよろしいでしょうか。	「電子調達サービス」の建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写しを提出してください。
9	入札説明書	8	17	4_(2)_イ_(7)施設整備業務に関する要件	述べ床面積1500m ² 以上の一般廃棄物処理施設の設計とありますが、一般廃棄物処理施設には、特に焼却施設に限定する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とします。
10	入札説明書	8	17	4_(2)_イ_(7)施設整備業務要件	一般廃棄物処理施設には、主要用途として中間処理施設も含まれると考えて良いでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とします。
11	入札説明書	8	24	4_(2)_イ_(8)施設整備業務要件	実績の根拠資料としては、契約書や図面がよろしいでしょうか。なお、JVの場合は共同企業体協定書を添付する必要がありますでしょうか。	実績の根拠は契約書としますが、契約書において延床面積等の実績要件が確認できない場合、図面等の要件を満たすことが確認できる資料を添付してください。JVの場合は、共同企業体協定書を添付してください。
12	入札説明書	8	26	4_(2)_イ_(8)施設整備業務要件	配置予定者の資格証等の写しを提出する必要はございますでしょうか。	配置予定者の資格については、資格証等の写しを添付してください。
13	入札説明書	8	28	4_(2)_イ_(8)施設整備業務要件	「3か月以上雇用」の証明として根拠資料を提出する必要はありますか。なお、提出する場合は、健康保険証の写しでよろしいでしょうか。	社員証や健康保険証等で3ヶ月以上雇用されている根拠資料を添付してください。
14	入札説明書	9	1	4_(2)_イ_(9)施設整備業務に関する要件	A～Dの要件について、納入先の自治体が証明する実績証明書を提出する必要がありますでしょうか。	稼働実績を証明できる根拠資料であれば特に指定はありません。
15	入札説明書	9	9	4_(2)_イ_(9)施設整備業務に関する要件	配置予定者を提出する必要はありますか。	配置予定者を提出してください。
16	入札説明書	9	13	4_(2)_イ_(9)施設整備業務に関する要件	ごみ処理施設性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができることとありますが、競争参加資格確認申請書に資料を添付する必要がありますでしょうか。	廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針(平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知)に規定する性能確認方法により確認した結果を添付してください(資料が多い場合は、抜粋でも構わない)。
17	入札説明書	9	13	4_(2)_イ_(9)施設整備業務に関する要件	「環境省(旧厚生省)の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針(平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知)に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示すること」とありますが、具体的に提示させて頂く資料をご教示ください。	NO.16のとおりとします。
18	入札説明書	9	14	4_(2)_ウ_(1)施設運営業務に関する要件	発注元の自治体が証明する実績証明書を提出する必要がありますでしょうか。	施設運営実績を証明できる根拠資料であれば特に指定はありません。
19	入札説明書	9	17	4_(2)_ウ_(7)施設運営業務に関する要件	配置予定者を提出する必要はありますか。	配置予定者を提出してください。
20	入札説明書	10	34	6_(2)競争参加資格の確認	施設整備備負契約の本契約締結まで入札参加資格の維持を求めることは、入札参加者を長期間にわたり不安定な状況に置き、また、事業者の最終確定がなかなかされないという点からも、本事業の安定性を欠くこととなりかねませんので、維持期間の短縮(入札参加資格確認結果の通知日まで)をお願いいたします。	入札説明書6_(2)に規定する競争参加資格の確認のとおりとします。
21	入札説明書	11	8	6_(3)その他	本項適用の場合は、代表企業の変更も認めると解釈してよろしいでしょうか。	代表企業の変更は認められません。
22	入札説明書	11	9	6_(3)_エその他	「やむを得ない事情」を具体的に例示いただけますでしょうか。	個別具体の事象により判断しますが、例えば、参加資格要件を満たさなくなった場合や当該企業が倒産の危機等に陥った場合等が想定されます。

N o	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
23	入札説明書	15	3	11_(5)_ア予定価格	施設整備費用及び施設運営費用それぞれには、この金額を超えると失格となるという予定価格は無いという理解で宜しいでしょうか。もしある場合は公表して頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	15	11	11_(5)_イ債務負担行為の限度額による制限	「限度額を超えることができない」は、入札価格と債務負担行為額の関係を記述した趣旨であって、事業開始以降、貴市との契約に基づく物価変動・法令変更等のように貴市支払額が増額になるケースにおいて、「限度額」を理由に増額が制限される趣旨ではないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。この限度額については、消費税率が10%になることを前提に、その場合において超えることができない額として設定しているものです。
25	入札説明書	15	14	11_(5)_ウ留意事項	「低入札価格調査基準価格」の具体的な金額を公表してください。入札参加者にとって過度な入札・提案リスクを負わせるものであり、かつ、当該価格決定のタイミング如何によっては、公正な入札を阻害することも考えられます。またかかる公表が貴市に不利益を及ぼすとは思えません。	入札説明書11_(5)_ウに示すとおり、公表することはいたしません。
26	入札説明書	16	21	12_(2)_ウ資料の公開	選定に至らなかった事業提案書を公開し得るとする趣旨、根拠をお示しください。	事業者選定に至った経緯等の説明責任を問われた場合において、入札参加者の同意を得たうえで、事業提案書の一部を公開することを想定しております。
27	入札説明書	21	23	20_(3)_ア入札参加資格の欠如	本項を削除願います。落札が決定したにもかかわらず入札参加資格の維持を求めることは、落札者の地位を不安定に脅かすことであり、本事業の安定的な実施に資するものではないと考えます。入札参加資格の確認が完了し、事業内容等もお認めいただいた上で、貴市により選定された落札者ですので、本事業の推進にあたっては問題がないかと存じます。	20_(3)_アに規定する入札参加資格の欠如のとおりとします。
28	入札説明書	21	29	20_(3)_イ基本協定に定める事項	「第4項及び第5項」を「第5項」に変更してください。本事業に何ら関係しない事由による指名停止等、本事業の安定的な実施に悪影響を及ぼさない事由により入札参加資格を喪失した場合に、事業契約が締結されないリスクを負担することは適切ではないと考えます。	20_(3)_イに規定する基本協定に定める事項のとおりとします。
29	入札説明書	22	10	21_(1)その他	「契約の締結に係る手続きにおいて交渉は行わない。」とありますが、基本協定書第15条第3項の趣旨に基づき、明らかな契約内容の齟齬を是正し、又は規定解釈の考え方を確認するための協議は妨げられないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	基本協定書(案)	3	15	第8条_第1項 業務の引継	「～引き継ぐ場合は、他の事業者又は運営事業者の定めるところに従うものとする。」とありますが、「定めるところ」とは、何を指しますでしょうか。	「定めるところ」とは、基本協定、基本契約、引き継がせる業務に係る事業契約、要求水準書及び事業者提案のこととします。
31	基本協定書(案)	3	16	第8条_第2項 業務の引継	当該条項は、いったん業務を引き継いだ事業者から、貴市にてご承諾いただく第三者への再引き継ぎを想定した規定でしょうか。	ご理解のとおりです。
32	基本協定書(案)	6	12	第15条_5項 事業契約の締結	「事業契約」を締結せずとは、あくまで本事業に関してのみとの見解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	基本協定書(案)	7	19	第17条 不正入札等に係る賠償の予定	第15条第4項についても賠償の対象となっていますが、本事業と関係しない事由によって入札参加資格を欠いた場合においても、第5項、第6項と同等に賠償の対象となるのは、入札参加者に過度な負担が生じると思われますので、対象外としていただけませんかでしょうか。	第17条に定める賠償の対象には、第15条第4項を除くこととし、第17条の規定を修正します。
34	基本協定書(案)	7	20	第17条_第1項 不正入札等に係る賠償の予定	「第4項」を削除願います。指名停止等、本事業に何ら関係しない事由により入札参加資格を喪失した場合にまで、第5項及び第6項の場合と同様の高額な賠償金支払い義務を負うことはあまりに不合理であり、入札参加を断念せざる負えませんので、この条項の削除をお願いします。	N0.33のとおりとします。
35	基本協定書(案)	7	32	第17条 不正入札等に係る賠償の予定	賠償金について、事業者は共同連帯となっていますが、入札参加者に過度な負担が生じると思われますので、帰責者が負担することとしていただけませんかでしょうか。	第17条_第2項に規定する不正入札等に係る賠償の予定の条文とおりとします。
36	基本協定書(案)	7	32	第17条第2項	本項を削除願います。該当事由を生ぜしめた帰責者が責任を負担すべきであり、これを事業者の連帯責任とすることは事業者として厳しい条項と判断しており削除をお願いします。	N0.35のとおりとします。
37	基本契約書(案)	7	27	第12条_第1項(1)事業者の役割等	「事業者」を「運営事業者の株主である事業者」に変更願います。事業期間にわたる運営事業者の経営の安定と継続に係る措置義務は、株主たる事業者が負担すべきです。出資をしない構成企業は、運営事業者の経営状況を知る、または改善できる立場にございません。	第12条_第1項(1)に規定する事業者の役割等の条文とおりとします。
38	基本契約書(案)	7	34	第12条_第1項(4)事業者の役割等	「事業者」を「運営事業者の株主である事業者」に変更願います。事業期間にわたる運営事業者による各事業者間の調整義務は、株主たる事業者が負担すべきです。	第12条_第1項(4)に規定する事業者の役割等の条文とおりとします。
39	基本契約書(案)	10	27	第22条_第1項 不測の事態等への対応	「事業者」を「運営事業者の株主である事業者又は当事者である事業者」に変更願います。運営事業者の経営管理体制については株主たる事業者が、本件業務の実施体制については当事者たる事業者が、それぞれ協議参加義務を負うべきものと思われます。	第22条_第1項に規定する不測の事態等への対応の条文とおりとします。
40	基本契約書(案)	10	30	第22条_第2項 不測の事態等への対応	「事業者」を「運営事業者の株主である事業者」に変更願います。運営事業者の財務状況の保持については株主たる事業者が協議参加義務を負うべきものと思われます。出資しない構成企業は、仮に当該協議に参加したとしても、財務状況の改善に寄与することはできません。	第22条_第2項に規定する不測の事態等への対応の条文とおりとします。
41	基本契約書(案)	14	27	第31条_第4項 談合等不正行為による解除	本項を削除願います。該当事由を生ぜしめた帰責者が責任を負担すべきであり、これを事業者の連帯責任とすることは非常に過酷であり、許容いたしかねます。	第31条_第4項に規定する談合等不正行為による解除の条文とおりとします。

No	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
42	施設整備請負契約書(案)	17	25	第40条_(3) 施設整備費の変更方法等	本契約の規定に従い、施設整備企業が追加費用と必要とする場合、又は損害を受けた場合は、公共工事標準約款では、原則その費用は請求権が認められています。本案においては費用の額を協議するところありますが、これは施設整備企業が負担した費用や、損害について客観的かつ合理的な金額の請求を妨げるものではなく、費用の妥当性のみを協議するものであることを確認いたしました。	ご理解のとおりです。
43	施設整備請負契約書(案)	20	2	第45条_(4)、(5) 臨機の措置	法令等の変更等による追加費用に関し、第4項の2行目においては「追加費用が発生した場合」と、結果的に費用が発生した場合の表現であるにもかかわらず、(2)号の記載は、「防止手段を合理的に期待できないと認められる場合」と将来的な見込みのような表現となっており、矛盾があるように思われます。これは、「防止手段をとることができなかった」と合理的に認められない場合」と表現の平仄を合わせるべきではないでしょうか。又、実務上は、(1)から(3)の場合分けは解釈が難しく機能しないようにも思われます。第5項の減額の場合にあわせて、増減ともに、合理的と認められる費用の増減があった場合は、施設整備を増減するシンプルな条文にすることが、実務上も公平性の観点からも良いと考えますがいかがでしょうか。	第45条_第4項に規定する法令変更による措置の条文どおりとします。
44	施設整備請負契約書(案)	22	14	第49条 設計業務	設計図書等に関して、市は遅滞無くそれらを確認し、万が一、市の責によりその確認が遅延したことにより、施設整備期間を延長すべきであると合理的に認められるときは、当該期間を変更し、それに伴う追加費用は市が負担することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	施設整備請負契約書(案)	25	27	第56条 工事材料の品質及び検査等	品質の明示が無い場合は、公共工事標準約款においては、「中等な品質」とし、品質の程度を定めています。「十分な品質」とは、定量的な表現ではないため、場合によっては、施設整備企業に対し要求水準を満たす「必要な品質」以上の過大な品質を請求できるようにも認めますが、この十分とは、そのような過剰な品質を求めるものではなく、公共工事標準約款の考え方にに基づき、要求水準を満たす中等程度の品質要求であると考えるべきではないでしょうか。またそのような考えであれば「十分」を「中等」に書き換えていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 「十分」を「中等」に修正します。
46	施設整備請負契約書(案)	29	30	第65条_(6) 部分払	「13日以内」と記載がありますが、これは「14日以内」の誤りではないでしょうか。	第65条_(6)に規定する部分払の条文どおりとします。13日以内に協議が調わなければ14日以内に部分払することができません。
47	事業者選定基準	3	7	3.2_(1) 基礎審査	基礎審査の失格に対する救命措置としての説明・協議の機会はないとの認識でしょうか。	ご理解のとおりです。
48	提出書類の記載要綱	3	19	5 作成要領_(3) 一般競争入札参加資格	参加表明書、競争参加資格確認申請書、応募者の構成、委任状、誓約書に記載する代表者は、代表取締役から委任されている代理人でよろしいでしょうか。	武蔵野市の競争入札参加資格審査において承認されている代表者又は代理人としてください。
49	提出書類の記載要綱	3	19	5 作成要領_(3) 一般競争入札参加資格	⑤構成企業の資格・実績 施設等の概要について判断できる資料とは、施設パンフレットや発注仕様書を添付することで、よろしいでしょうか。	契約書、発注仕様書及び竣工検査資料等で確認できない場合には、必要に応じて竣工図面の抜粋又は施設パンフレット等を添付してください。
50	提出書類の記載要綱	3	19	5 作成要領_(3) 一般競争入札参加資格	⑤構成企業の資格・実績 納入実績を有していることを証明する書類とは、コリンズの竣工工事カルテ受領書や自治体が証明する施工実績証明書で、よろしいですか。	ご理解のとおりです。
51	提出書類の記載要領	様式3	19	(3)参加要件証明書類	「滞納のない証明書」に関して、法人税・消費税・地方消費税に関しては、「その3の3」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	提出書類の記載要領	様式3	19	(3)参加要件証明書類	「滞納のない証明書」に関して、関係市町に係る市町税の証明として「市民税の納税証明書」を提出する必要がありますでしょうか。提出必要な場合は、直近1年分でのよろしいでしょうか。	「関係市町に係る市町税」の滞納のない証明書については提出不要とし、様式3の「関係市町に係る市町税」の記載を削除します。
53	提出書類の記載要領	様式6-1		施設整備(建築物の設計)構成企業の資格実績	実績欄が2箇所ありますが、実績は1つでも問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	提出書類の記載要領	様式6-1		施設整備(建築物の建設)構成企業の資格実績	実績欄が2箇所ありますが、実績は1つでも問題ないでしょうか。	No.53のとおりとします。
55	様式4-1 応募者の構成			構成企業の役割	「建築物の設計業務」、「建築物の建設業務」、「プラントの設計・建設業務」、「施設運営業務」のいずれにも該当しない役割の構成員の場合、「建築物の設計業務」、「建築物の建設業務」、「プラントの設計・建設業務」、「施設運営業務」に関する資格要件を満たさなくても良いと考えて宜しいでしょうか。	構成企業の役割は「建築物の設計業務」「建築物の建設業務」「プラントの設計・建設業務」「施設運営業務」のうち、何れかに該当する必要があるため、様式4-1の欄外の「いずれにも該当しない場合には、役割を具体的に記載すること。」の記載を削除します。
56	様式4-2 構成企業の連絡先			構成企業の役割	当欄の記載方法として、施設整備業務の構成員については「単体企業」、「構成員(共同企業体)」、「構成員(企業グループ)」の表記はするものと考えて宜しいでしょうか。	<代表企業>及び<構成企業の役割>の欄には「建築物の設計業務」「建築物の建設業務」「プラントの設計・建設業務」「施設運営業務」のうち、該当するものを表記することとします。
57	様式5 委任状			委任	構成員が企業グループの場合は、構成企業の代表企業への委任状は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	委任状を添付してください。体裁等については問いません。
58	様式6-1~4			実績	実績記載欄が2件分ありますが、1件の記載でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	様式6-3 施設整備業務(プラントの設計・建設業務)を実施する構成企業の資格・実績			資格 焼却設備の順位付け	ここで言う順位は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける、焼却設備の共同付順位と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	様式6-3 施設整備業務(プラントの設計・建設業務)を実施する構成企業の資格・実績			資格 経歴を確認できる書類	該当書類としては、「特定建設業許可証の写し」と「経営規模等評価結果通知書の写し」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「特定建設業許可証の写し」、「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し」を添付してください。

N o	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
61	様式6-3 施設整備業務（プラントの設計・建設業務）を実施する構成企業の資格・実績			実績施設の概要について判断できる資料	該当書類としては、当該施設のパンフ及び契約書、仕様書（実績を証明できる箇所）の写しで宜しいでしょうか？	契約書、発注仕様書及び竣工検査資料等で確認できない場合には、必要に応じて竣工図面の抜粋又は施設パンフレット等を添付してください。
62	様式6-4 施設運営業務を実施する構成企業の資格・実績			実績施設の概要について判断できる資料	該当書類としては、当該施設のパンフ及び契約書、仕様書（実績を証明できる箇所）の写しで宜しいでしょうか？	契約書、発注仕様書等で確認できない場合には、必要に応じて施設パンフレット等を添付してください。
63	様式集		様式14		各様式において枚数指定はないと考えてよろしいでしょうか。	様式13については枚数制限がありますが、様式14については枚数制限はありません。 なお、様式13及び14の体裁等については以下のとおりとします。 ①外枠の色彩等については変更しても構わない。 ②作成する電子データは、Microsoft Office Word 2003またはMicrosoft Office Excel 2003で使用できるものとする。 ③文章に使用するフォントは原則としてMS明朝・ゴシック、MSP明朝・ゴシックとし、その他は資料-7提出書類の記載要領5.-(1)に規定するとおりとする。 ④様式13の記載事項欄については、※の文章については削除しても構わないものとする。
64	実施方針等に対する質問・意見への回答				実施方針等に対する質問・意見への回答があり、今回の入札公告資料では、明確化されていない項目については、実施方針等に対する質問・意見への回答が適用されると考えてよろしいでしょうか。	明確化されていない事項があれば、第2回の質問受付で再度質問してください。
65	低入札価格調査取扱要綱				失格基準価格はないとの理解でよろしいでしょうか。	低入札価格調査基準価格のみ設定し、失格基準価格は設定しません。